

議案第86号

芽室町手数料徴収条例中一部改正の件

芽室町手数料徴収条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和6年1月31日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町手数料徴収条例の一部を改正する条例

芽室町手数料徴収条例（平成12年条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記載されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき 450円
戸籍に記載した事項の証明	1件につき 350円
除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記載されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき 750円
除かれた戸籍に記載した事項の証明	1件につき 450円
戸籍法による届出若しくは申請の受理の証明	1通につき 350円 （上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理の証明は、1通につき1,400円）
戸籍法による届書その他町長の受理した書類の閲覧	書類 1件につき 350円

」

を

「

戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書の交付	1通につき 450円
--------------------------	------------

戸籍に記載した事項の証明	1 件につき 350円
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合（総務省令で定めるものに限る。）及び同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴収しない。）	1 件につき 400円
除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は除籍証明書の交付	1 通につき 750円
除かれた戸籍に記載した事項の証明	1 件につき 450円
除籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合（総務省令で定めるものに限る。）及び同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴収しない。）	1 件につき 700円
戸籍法による届出若しくは申請の受理の証明又は届出等情報の内容を表示したものの証明	1 通につき 350円 （上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理の証明は、1 通につき1,400円）
戸籍法による届書その他町長の受理した書類の閲覧又は届出等情報の内容を表示したものの閲覧	書類 1 件につき 350円

に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

説 明

戸籍法の一部改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に準じ、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町手数料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案		現 行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
手数料を徴収する事務	徴収金額	手数料を徴収する事務	徴収金額
—略—	—略—	—略—	—略—
戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は <u>戸籍証明書</u> の交付	1通につき 450円	戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は <u>磁気ディスクをもって調製された戸籍に記載されている事項の全部若しくは一部を証明した書面</u> の交付	1通につき 450円
戸籍に記載した事項の証明	1件につき 350円	戸籍に記載した事項の証明	1件につき 350円
<u>戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合（総務省令で定めるものに限る。）及び同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴収しない。）</u>	<u>1件につき 400円</u>		
除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は <u>除籍証明書</u> の交付	1通につき 750円	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は <u>磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記載されている事項の全部若しくは一部を証明した書面</u> の交付	1通につき 750円

改正案		現 行	
除かれた戸籍に記載した事項の証明	1 件につき 450円	除かれた戸籍に記載した事項の証明	1 件につき 450円
<u>除籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合（総務省令で定めるものに限る。）及び同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴収しない。）</u>	1 件につき 700円		
戸籍法による届出若しくは申請の受理の証明又は届出等情報の内容を表示したものの証明	1 通につき 350円 （上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理の証明は、1 通につき 1,400円）	戸籍法による届出若しくは申請の受理の証明	1 通につき 350円 （上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理の証明は、1 通につき 1,400円）
戸籍法による届書その他町長の受理した書類の閲覧又は届出等情報の内容を表示したものの閲覧	書類 1 件につき 350円	戸籍法による届書その他町長の受理した書類の閲覧	書類 1 件につき 350円
—略—	—略—	—略—	—略—
<p>附 則 <u>この条例は、令和6年3月1日から施行する。</u></p>			

芽室町手数料徴収条例改正の背景と概要

1 背景

住民の利便性の向上及び戸籍事務の効率化を図るため、本籍地以外の市区町村で戸籍謄本や除籍謄本等を取得できるようにすること等を目的として、戸籍法が一部改正されました。

この場合の証明書交付などに係る手数料の標準額が、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部改正により 12 月 6 日に定められたことから、条例を改正するものであります。

2 概要

(1) 広域交付

これまで、本籍地のみに限定して交付していた、戸籍謄本や除籍謄本等が本籍地以外の市区町村窓口においても交付可能となる。

- ・ 戸籍広域交付の手数料 450 円
- ・ 除籍広域交付の手数料 750 円
- ・ 届出等情報の証明の手数料 350 円
- ・ 届出等情報の閲覧の手数料 350 円

(2) 戸籍及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行

新たに電子証明書提供用識別符号を取得することにより、一定の手続において戸籍謄本等の添付を省略できる。ただし、識別符号を用いた行政手続き事務が可能となるのは、令和 6 年度末を予定。

- ・ 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料 400 円
- ・ 除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料 700 円

3 施行日

令和 6 年 3 月 1 日

4 今後のスケジュール

- (1) 1 月 条例改正議会提案
- (2) 2 月 住民周知（ホームページ、来庁者案内文等）
- (3) 3 月 新制度開始